

親子スキンタッチ教室 開催規定

【会員から会へ】

1．講師について

教室の主講師は、「東京スキンタッチ会」主催の指導者講習会に参加した者で、はり師・きゅう師の有資格者とする。スタッフ（補助）については、「東京スキンタッチ会」会員とする（学生可）。

2．申請と報告について

教室を開催もしくは担当する場合、開催日の2週間前までに「東京スキンタッチ会」に内容を申請し、確認を得ることとする。開催後は、出席者・内容・状況を開催日より1週間後までに報告することとする。

3．料金について

開催にあたり、受講者は無償で参加できる形が望ましい。ただし必要があれば、会場代・資料費用と講師およびスタッフの交通費程度を参加者より徴収してもよい。謝礼および参加費の徴収があった場合については、資料印刷などの経費を差し引いた金額から、会へ2割納付する。8割は活動に参加した会員で分配してよい。

4．禁止事項

一般参加者への物品販売、名借り行為、会員個人の治療院を宣伝する行為。

【会から会員へ】

5．会は申請があった教室について開催規定に基づくものであるか確認し、すみやかに申請を受け付ける。また、告知の希望があれば、東京スキンタッチ会HPに掲示する。

6．東京スキンタッチ会「教室開催希望者および依頼に対して、人材、資料、または必要なものを、提供および協力できるよう努力する。

7．教室開催により納金された金額は、総会で報告する。

8．教室終了後に報告申請書を受領し、東京スキンタッチ会HPに教室の様子や内容を掲載する。

【備考】2004年11月23日より実施。2005年11月23日一部改定